

# 「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業」認定制度ロゴマーク等作成業務仕様書

## 1 業務名

「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業」認定制度ロゴマーク等作成業務

## 2 目的

脱炭素に向けた動きが世界的に加速化する中、愛媛県では、令和6年1月に改定した県地球温暖化対策実行計画において、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロ、2030年度までに2013年度比46%削減を目標に掲げて、各種施策を推進している。

目標達成のためには、県内CO<sub>2</sub>排出量の約6割を占める産業部門の対策が鍵を握ることから、県では本年度、自社のCO<sub>2</sub>排出量を可視化し、その削減に取り組む県内企業を認定するとともに、認定企業に対して多様なインセンティブを設ける「えひめゼロカーボン・チャレンジ企業」認定制度（以下「認定制度」という。）を立ち上げることとしている。

本業務では、認定制度の認知向上や認定企業に対するインセンティブとして活用するロゴマーク及び認定企業に授与する認定証のデザインの作成により、県内企業の認定制度への申請促進を図る。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和7年7月31日まで

## 4 委託上限額

396,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5 業務内容

### (1) 認定制度のロゴマーク

ア 認定制度のロゴマークのデザインを3案作成し、県に提示すること。

イ ロゴマークについては、図と文字を組み合わせたもの、文字は使用せず、図のみのデザインのいずれでも可とするが、認定制度の趣旨を踏まえた内容とすること。

ウ 色数に制限はないが、金色・銀色などの特色やグラデーションは不可とし、白黒での印刷・表示や縮小した際にも識別できるよう考慮すること。

エ ロゴマークについては、県との協議により、必要に応じて修正すること。

### (2) 認定企業に授与する認定証

ア 本事業の委託契約後に、県が別途定める期日までに、認定企業に授与する認定証のデザインを2案作成し、県に提示すること。

イ 認定証のデザインはロゴマークと文字を組み合わせたものを想定しており、県との協議のうえ、作成すること。

ウ 色数に制限はないが、金色・銀色などの特色やグラデーションは不可とし、白黒での印刷・表示や縮小した際にも識別できるよう考慮すること。

エ 認定証のデザインについては、県との協議により、必要に応じて修正すること。

## 6 事業全体に係る留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係法令を遵守し、県と協議を重ねながら、適正に履行すること。
- (2) 本業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。
- (3) 事業の実施のための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4) 県は、必要に応じ、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、報告を求めることができる。
- (5) 作成したロゴマークがすでにほかで使用されているものと同じ、または類似していることが判明した場合には、契約を締結しないこと、または契約を取り消すことがある。

## 7 著作権の取扱い

- (1) 著作権者  
作成したロゴマーク及び認定証に係る著作権は、愛媛県に帰属する。
- (2) 権利関係の処理
  - ア 本仕様書により作成された成果物全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、検査完了をもって全て愛媛県に移転すること。
  - イ 請負者は愛媛県が認めた場合を除き、成果物に係る著作権人格権を行使できないものとする。
  - ウ 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときは、請負者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

## 8 納入日

県と協議のうえ決定する。

## 9 成果品

ロゴマーク及び認定証の画像データ(カラー展開3種類(カラー, グレースケール, 白黒)の ai, jpeg, gif, png, PDF)

## 10 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、県と受託者が協議の上、定めることとする。

上記に関わらず、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第 1 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

#### (保有の制限)

第 3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

#### (安全管理措置)

第 4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

#### (利用及び提供の制限)

第 5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

#### (複写及び複製の禁止)

第 6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録

された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄し、又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。